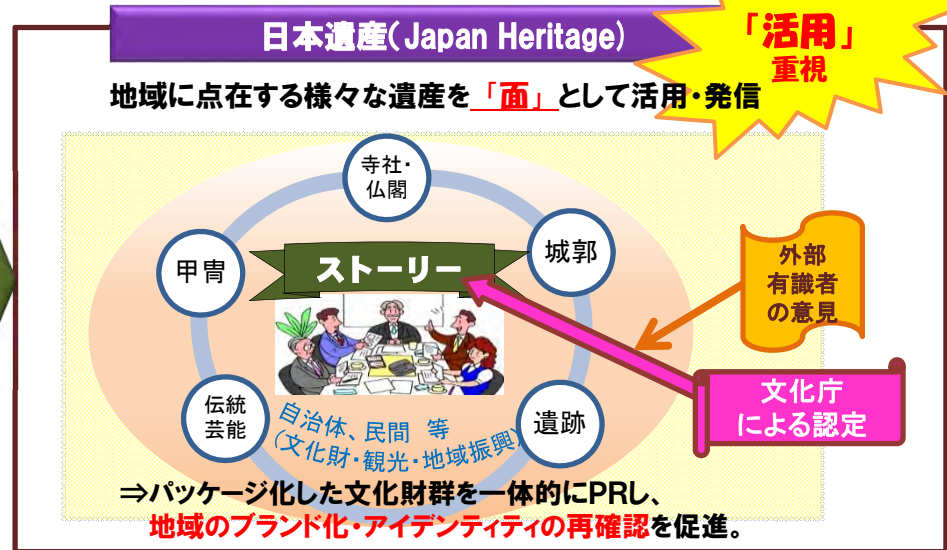
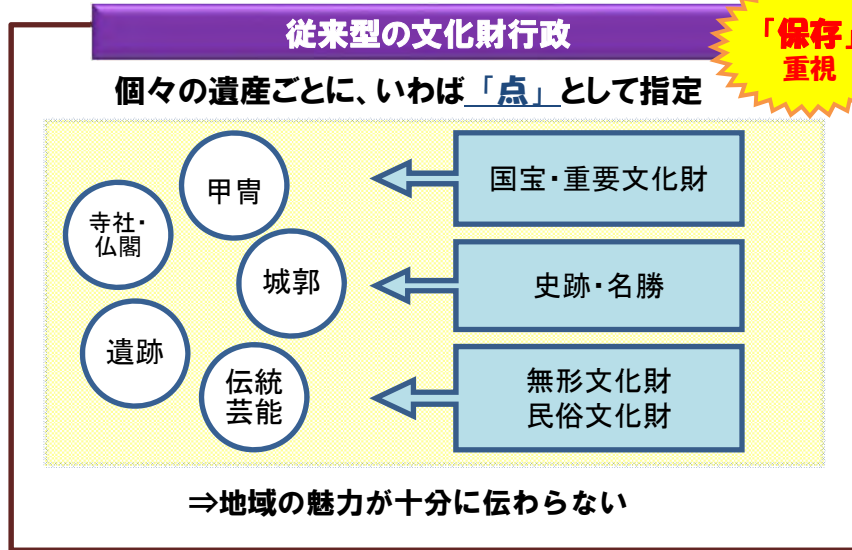


「日本遺産 (Japan Heritage)」認定の新たな仕組み

概要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 (Japan Heritage)」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。



ポイント

○文化財群のパッケージとして、「地域型」と「ネットワーク(シリアル)型」の2タイプを想定

(例)地域型 : 古代日本における神と人をつなぐ遺跡を中心に当時の生活様式を再現し、日本人の精神の原点ともいえるべき世界を体験できる環境を整備 等

ネットワーク型 : 近代教育制度の整備以前から、支配者層のみならず、一般民衆に至るまで高い識字率を誇った我が国の教育基盤たる各地の藩校や私塾をネットワーク化 等

○自治体に対し、日本遺産に関する**情報発信**等に係る支援策を用意するほか、**ハード面に関する事業をメニュー化**

○国交省、観光庁をはじめ関係省庁と**連携・協力**し、省庁横断的に支援。

事業内容

①情報発信、人材育成事業

- ・日本遺産コーディネーターの配置
- ・多言語HP、パンフレットの作成
- ・ボランティア解説員の育成等

②普及啓発事業

- ・発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウムの開催
- ・日本遺産PRイベント(国内外)の開催
- ・ご当地検定の実施等

③公開活用のための整備に係る事業

- ・ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化
- ・周辺環境等整備(トイレ・ベンチ、説明板の設置等)